

八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）

（１）趣旨

法の委任を受けて制定する法の施行条例であることを踏まえ、法の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

（２）定義

使用する用語については、法及び法の施行令において使用する用語の例によるものとします。

また、この条例における「市の機関」について、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定義します。

（３）個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

個人情報ファイルを保有しようとするときは、事前に市長に通知しなければならないこととし、通知した事項を変更しようとするときも、同様の対応をすることとします。

また、市の機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならないこととします。

（４）個人情報ファイル簿の作成及び公表

市長は、市の機関が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとします。

なお、個人情報ファイル簿の作成・公表義務について、法では、個人情報ファイルに含まれる本人の数が 1,000 人未満の者を対象外としています。市ではその人数の制限は設けないこととします。

（５）開示決定等の期限

開示決定等は、保有個人情報の開示請求があった日から 15 日以内に実施することとします。

なお、請求事務処理上の困難その他正当な理由により開示決定等のまでの期間を延長する場合は、30 日以内に限り延長できることとします。

また、開示請求書に形式上の不備がある場合は、その補正を求めることができ、当該補正に要した日数は、当該期間に含めないこととします。



(6) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うこととします。

なお、この場合は、請求があった日から15日以内に、開示請求者に対し、延長する理由及び残りの部分を開示する期限を書面により通知しなければならないこととします。

(7) 開示請求に係る手数料等

「手数料」については無料とし、「実費」については、次の表のとおりとします。

開示の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円
3 電磁的記録に記録された事項を電磁的記録媒体に写したものの交付	実費相当額	
4 閲覧、聴取又は視聴	無料	
備考		
(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		
(2) 用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定する。		

(8) 八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会における審議事項

個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問することができることとします。

(9) 八潮市情報公開・個人情報保護審査会における審議事項

開示決定等、訂正決定等、若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、八潮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問することとします。

(10) 八潮市情報公開・個人情報保護審査会の調査権限

審査会は、必要があると認めるときは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができることとします。

なお、この場合は何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができないこととします。

また、諮問庁は、審査会から開示の求めがあったときは、これを拒んではならず、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることとします。

(11) 八潮市情報公開・個人情報保護審査会の守秘義務

審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととします。また、その職を退いた場合についても同様とします。

(12) 施行の状況の公表

市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表することとします。

(13) 委任

開示請求を行う場合の請求等、この条例の施行に関し必要な事項については、市の機関が別に定めることができることとします。

(14) 罰則

(11) に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとします。

(15) 施行期日

令和5年4月1日